

平成29年度

社会福祉法人
豊頃町社会福祉協議会
事業計画

社会福祉法人 豊頃町社会福祉協議会

平成29年度 豊頃町社会福祉協議会事業計画

1. 事業方針

社会福祉法の改正により、平成29年度から本協議会の新定款が施行され、評議員、役員の役割が明確化されたところであります。

また、評議員、役員も改選されることになり、新年度は新たな体制で事業に臨むこととなりますが、評議員、役員の皆様のご協力を今後ともよろしくお願いいたします。

昨年度、福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」がオープンし、子供から、高齢者まで大変多くの方に利用していただきました。

本年度も施設建設の目的である「いつでも・だれもが」集える施設づくりとしてイベントの開催や、本年度から本格実施されます「介護予防・日常生活支援事業(総合事業)」を町と連携し取り組み、サービス提供体制の構築をコーディネートする「生活支援コーディネーター」の選出を町からの求めに応じ本年度も配置してまいります。

町では、本年度から協働の町づくりを進めるため、住民活動に対して公共ポイント制度が開始されることになり、本協議会としてもボランティア活動をさらに発展させるため積極的に関わってまいります。

広報・広聴活動としては、事業の広報に努めるとともに、多くの町民の方と懇談する場を設け、当協議会のPR大使であるトヨッピーの着ぐるみが老朽化していることから新たな着ぐるみを制作し更に社協事業への理解PRに努めてまいります。

少子・高齢化の進展に伴い、介護保険制度の大幅な改正など福祉をめぐる情勢は大きく変わっております。

当協議会としても地域福祉の担い手として、福祉のまちづくりプランである地域福祉実践計画を町と連携し策定し、本年度も多くの町民・ボランティア、行政の支援をいただき「この町に住んで良かった」と言われる福祉の充実に向け諸事業に取り組んでまいります。

－具体的事業の推進－

1. 問題発見とニーズ把握地域住民の福祉サービスの促進

- 1) ニーズ調査(アンケート調査の実施)
- 2) 介護保険制度によるサービスの提供

地域住民の実態調査を実施し、情報の更新と求められたサービスの提供を可能にし事業推進のため、関係機関と情報を共有する。

実態把握 ～ 町・民生委員・関係機関
・地域福祉実践計画の策定(行政と連携)

2. 在宅福祉ネットワークづくり

- 1) 地域ネットワークづくりの推進
- 2) 生活支援体制整備事業の推進

高齢者安否確認「みまも〜る君」事業の実施や、小地域ネットワーク助成「地域福祉つなが〜る」事業を通じ、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、支えていく隣人同士の助け合い活動を行政区及び民生委員、ボランティアの皆さんと協同して取り組む。

・生活支援コーディネーターの受託と生活支援体制整備の推進

3. 災害に強い福祉の町づくり

- 1) 災害時の社会福祉協議会の基盤体制づくり
- 2) 災害ボランティアセンターの基盤づくり

4. 地域住民への福祉情報の提供・相談活動の充実

- 1) 社協広報の充実
- 2) ふくしお茶のみ座談会、その他の各種講座の開催
- 3) 地域福祉に関わる相談の常時対応

・社協だよりを発行し、社協活動や地域福祉の啓発を図る。
・HPやSNSを定期的に更新し、町内町外にむけて社協活動の啓発を図る。
・地域福祉に関する講座や座談会を開催し、住民の地域福祉の理解と意識の高揚を図る。

5. 自立と社会参加活動の推進

- 1) 地域交流活動の促進
- 2) 青少年の地域福祉への参加・交流活動の促進
- 3) 高齢者の健康づくり、生きがいづくりの推進
- 4) リサイクル活動の推進

・ふれあい昼食会やほっとサロンを開催し、高齢者と地域住民との交流の場をつくり、社会参加と交流を促進する。
・健康づくりのためにGB大会とガンバルーンゲーム大会を開催。
また、働くことから生きがいと健康を高めるための場となっている「いきがいセンター」の機能充実を図る。
・「ふまねっと運動」「ガンバルーン体操」「二宮金次郎体操」を町内に普及させ、住民主体の健康教室「お元気サロン」での介護予防や健康増進を図る。
・エコ！ECOもったいない運動を推進し、リサイクル意識の啓発を行う。
・福祉教育を推進し、関係機関と協同で進めていく。
・歩行補助用品の販売事業「あるくンデス」の実施。

6. 在宅福祉を担うマンパワーづくり

- 1) 在宅福祉のためのボランティアの養成・充実
- 2) 介護職員養成事業補助金の実施
- 3) 豊頃町公共ポイントへの協力

- ・ちよこっとボランティアの日、ヤングボランティアの体験講座を開催しボランティアの養成と資質の向上を図る。
- ・ボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティアグループ支援を図る。
- ・公共ポイントを利用しボランティア新規活動者の開拓や活動意欲、社会参加の増進を図る。
- ・介護専門資格取得のための補助金交付事業による介護職員不足の解消

7. 在宅福祉サービスの拡充

- 1) 在宅サービスの拡充
- 2) 生活福祉資金・一時援護資金・日常生活自立支援の利用促進
- 3) 高齢者、障害者の送迎や福祉有償運送サービスの実施

- 配食、ふれあい昼食会、チャイルドシート、福祉機器レンタル等、地域で必要な生活支援型サービスの拡充を図る。
- ・低所得者・障害者・高齢者の生活問題解決のために金銭管理や資金の周知と適正な活用を促進。

8. 地域福祉の拠点づくり

- 1) 地域福祉の拠点としての社協機能の強化
- 2) ボランティア活動の拠点としてのボランティアセンター機能整備
- 3) 地域住民主体のふれあい交流の場(サロン)事業の実施
- 4) 在宅介護者の支援
- 5) 福祉活動拠点施設ひだまり交流館の利用促進

- ニーズに応えるためサービスの在宅福祉の拠点としての施設整備を図る。
(社協・福祉団体の強化)
- ・ボランティアセンターを拠点としてボランティア活動の促進を図る。
- ・地域単位での良い意味でのたまり場サロンづくり。
- ・在宅介護者の介護休息の機会提供
- ・福祉活動拠点施設のPRと利用促進

9. 社協の基盤整備の確立

- 1) 社協役員の意識改革
- 2) 事務局体制の整備
- 3) 在宅福祉推進基盤の整備
- 4) 地域福祉事業推進に関する財源の確保
- 5) 地域福祉実践計画の策定

- ・研修会へ積極的に参加し役員としての意識の拡充や知識を高める。
- ・事務局体制の強化と職員の能力開発と部門専門知識向上のため、各研修の受講促進。
- ・保健・医療・福祉団体分野と連絡調整を行い事業を推進する。
- ・在宅福祉推進に関わる財源確保のため、共同募金・歳末たすけあい運動・特別会員の拡充を推進する。
- ・地域福祉実践計画の策定

10. 介護保険事業への対応

- 1) 居宅介護事業(訪問介護事業)の実施
- 2) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業)の実施

- ・利用者に配慮を示し、適切なサービスを総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- ・利用者ができるだけ在宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるように、食事・排泄・入浴の介護、その他の生活全般にわたるヘルプサービスを提供する。
- ・介護保険改正にともなう、総合事業の取り組みを関係機関と協議し実施する。
 - ～訪問介護(要支援1.2)訪問型A
 - ～生きがいデイサービス、おとなの寺子屋(頭の体操教室)受託

11. 障害者総合支援法への対応

- 1) 居宅介護事業(身体介護、家事援助)の実施
- 2) 同行援護事業(外出援助)の実施

- ・利用者に配慮を示し、適切なサービスを総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。
- ・利用者ができるだけ在宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営めるように、食事・排泄・入浴の介護、その他の生活全般にわたるヘルプサービスを提供する。
- ・視覚障害者の外出先において必要な援助を行う。

12. 障害者等の一般就労支援

- 1) 障害者等就労支援事業の実施

- ・喫茶ふわり、コミカフェを中心に障害者等の一般就労に向けた支援を行う。

13. 豊頃町福祉ゾーン構想への協力

- 1) 豊頃町福祉センター管理業務
- 2) 福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」管理業務、施設利用

- ・豊頃町が進める福祉ゾーン構想の中心的な役割を担い、構想推進について協力を行う。
- ・福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」の運営を関係機関・団体と協議しながら実施